

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部警務部拠点整備課

1 工 事 名 R 2 警交 交通管制センター端末対応機器等増設工事

2 監督員等 交通規制課 近藤 裕幸

3 設計事務所の工事監理 (有 ・ 無)

4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県 P P I ）に添付している。

設計図書に質疑がある場合は、入札公告「2 入札手続き等に関する事項（1）契約条項の閲覧等」における「設計図書等に関する質問書の提出期間」に質問書を提出すること。

なお、設計書（金抜き）に記載してある内容は入札額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

5 注意事項

契約の相手方が課税事業者の場合においては、工事請負契約書に、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項についてただちに届け出ること。

・単体の場合

課税事業者であるか又は免税事業者である旨

6 工程表の提出

請負契約締結後、工程表を契約日を除く 7 日以内に提出すること。

7 内訳書の提出

電子入札時に添付する内訳書については、徳島県入札情報サービス（P P I ）に添付の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名は会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）とすること。

パソコン等の不具合により紙入札で参加する場合（公共入札室の承諾が必要）は、同じ項目により、見積金額を記入し、記名押印の上提出すること。

8 工事カルテの作成、登録

（1）受注者は、工事实績情報サービス（C O R I N S ）に基づき、請負金額が

5 0 0 万円以上の工事について受注・変更・竣工・訂正時ごとに登録用の「工事实績データ」を作成し、登録機関（（財）日本建設情報総合センター）の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次

の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- (a) 受注時は、契約締結後、契約日、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (c) 竣工時は、工事完成後10日以内とする。
- (d) 訂正時は、適宜とする。

なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

- (2) 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し、登録内容の確認を受けなければならない。

~~9 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施~~

~~＝本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であり、調査基準価格を下回って落札した場合で、施工体制台帳の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには、落札業者の代表者、支店長、営業所長等（以下「受注者」という。）は応じなければならない。＝~~

~~＝また、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには、受注者は応じなければならない。＝~~

10 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、本工事の一部を下請負させた場合、下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けること。
- (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

11 契約の保証

本工事の契約と同時に、次のいずれかの保証を付してください。

(1) 契約保証の種類

- ①契約保証金の納付
- ②有価証券等の提供
- ③銀行等の金融機関保証
- ④前払保証事業会社の保証
- ⑤公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- ⑥履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結

上記6種類のうち、1つを選択すること。

2種類以上の組み合わせはできない。

(2) 保証の額

- ①予定価格（消費税込み）が10億円以上の工事の場合又は低入札調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は請負代金額（消費税込み）の10分の3以上。

- ②①以外の工事の場合は請負代金額（消費税込み）の10分の1以上。

(3) 契約締結日

落札決定後、落札決定を受けた日から起算して、7日以内に契約が締結ができれば、原則的に落札は無効となる。ただし、特別な理由によりやむを得ないと認める場合に限り7日を14日に延伸することができる。

なお、金融機関等の保証契約を締結するためには、数日間の事前調査期間が必要であり、場合によっては、7日以内に保証契約ができない場合があるので、入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

1.2 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

1.3 指名停止期間中の有資格業者との下請契約の禁止

受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

1 4 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書という。」）」を以下の通り提出しなければならない。

（１）入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事

入札後契約前に契約担当者に提出すること。

（２）（１）以外の工事

契約後、契約日を除く 7 日以内に監督員に提出すること。

なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた公共工事における主任技術者（監理技術者含む）は、開札日以前に受注者と 3 か月以上の雇用関係があること。

また、選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から 5 日以内に監督員に提出すること。

1 5 専任の主任技術者の兼務（当面の運用）

（１）兼務の要件

受注者は、次の要件を満たす場合には、専任の主任技術者の兼務ができるものとする。ただし、専任の監理技術者には適用できない。

東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内の 2 つの工事

※請負代金額は問わない。

※徳島県が発注する工事以外の工事も含む。ただし、県工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限る。

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

（２）兼務の手続き

受注者は、入札参加資格として主任技術者等の専任配置が求められた場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後 7 日以内※¹に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

また、受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

※¹「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」と併せて提出

1 6 現場代理人の兼務

受注者は、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。ただし、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応するものとする。

（１）旧同一市町村内（※ 1）又は工事間直線距離が概ね 10 km 以内の 3 つの工事。

※ 1：平成 16 年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※ 2：旧同一市町村を越え、現場代理人を兼務させる場合、旧同一市町村内にある全ての兼務工事との直線距離が概ね 10 km 以内となる必要がある。

（２）当初請負代金額が 3,500 万円未満の工事。

（３）発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた工事。

(兼務できるのは原則 3 つの工事とする。)

なお、兼務する場合、受注者は、次により届出を行うものとする。

- (4) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員と協議を行う。
- (5) 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届」及び「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。
- (6) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。

1 7 施工体制台帳の提出等

- (1) 受注者は、請負金額が 2 0 0 万円以上の工事については、施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を自らの責任において作成・保存を行わなければならない。
- (2) 受注者は、施工体制台帳等を工事現場に備えなければならない。また、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
- (3) 受注者は、施工体制台帳等を契約後、契約日を含む 1 4 日以内に監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳等の内容が変更になった場合は、変更日から 5 日以内に監督員に変更した施工体制台帳等を提出し確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、再下請負通知書を提出しなければならない旨を記載した書面を、工事現場の工事関係者が見やすい場所に掲示すること。

1 8 過積載による違法通行防止

元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。

- ・積載重量制限を越えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

1 9 不正軽油の使用禁止

- (1) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
- (2) 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

2 0 アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用する工事を施工する場合、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づく認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

2 1 図面等資料の取扱いについて

- (1) 電子データにより閲覧可能となった図面等資料については、業務目的以外に使用しないこと。また、第三者（協力会社を含む。）に情報提供しないこと。
- (2) 協力会社に閲覧させる場合は、情報漏洩に細心の注意を払い適正に管理すること。
- (3) 保存（ダウンロード）した電子データ（プリントアウトしたものも含む。）は、入札後速やかに削除（廃棄）すること。